

第201回

長野県都市計画審議会

調査審議 資料集

令和元年7月9日

1 区域区分とは

無秩序な開発を防止し計画的な市街化を図るため、区域区分の設定をすること。

■市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね十年以内に優先的、かつ計画的に市街化を図るべき区域

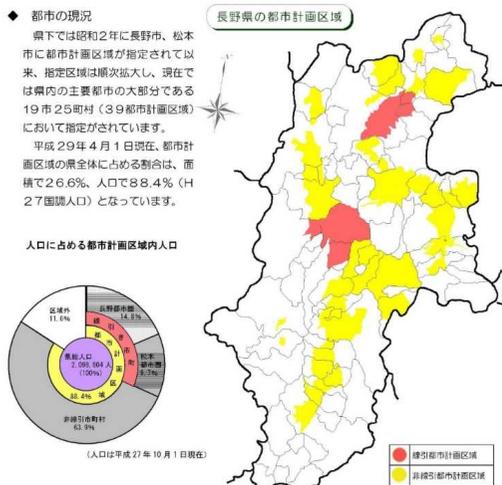
■市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

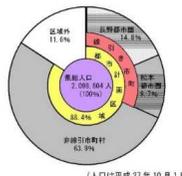
区域区分の設定

■決定権者

長野県
※市町村は都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる



◆都市の現況
県下では昭和2年に長野市、松本市に都市計画区域が指定されて以来、指定区域は順次拡大し、現在では県内の主要都市の大部分である19市25町村（39都市計画区域）において指定がされています。
平成29年4月1日現在、都市計画区域の県全体に占める割合は、面積で26.6%、人口で88.4%（H27国勢人口）となっています。



3 第7回区域区分見直し方針について【資料1-2のとおり】

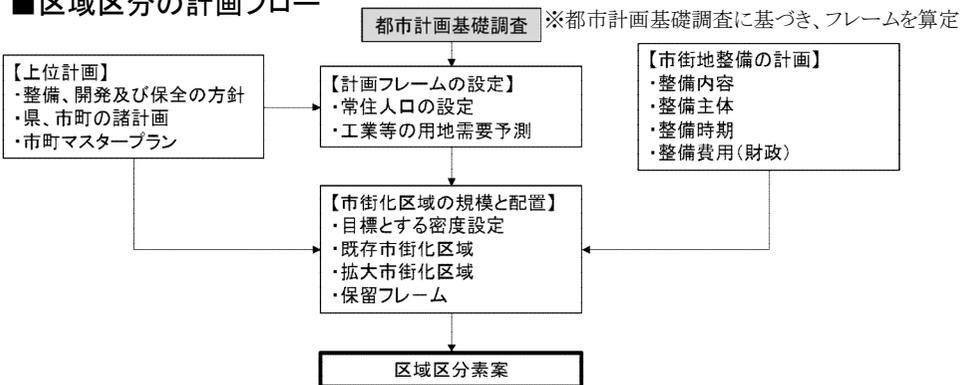
長野県の新たな総合計画である中期総合計画、県土全体にわたる都市づくりの方向性を示した「長野県都市計画ビジョン」、そして、都市計画制度活用の方針を示した「長野県都市計画制度活用指針」、並びに景観法の精神も踏まえ、圏域及び区域マスタープランや立地適正化計画との整合を図りながら、以下の方針により区域区分の見直しを行うものとする。

- 住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限とする。
- 産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を農林漁業との健全な調和を図った上で市街化区域に編入する。
- 既に市街化した土地の区域についても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえた上で、市街化区域への編入を検討する。

■目標年次【令和7年】

平成27年の国勢調査を基準とする、都市計画基礎調査の結果を基に10年後

■区域区分の計画フロー



2 経過

長野都市圏

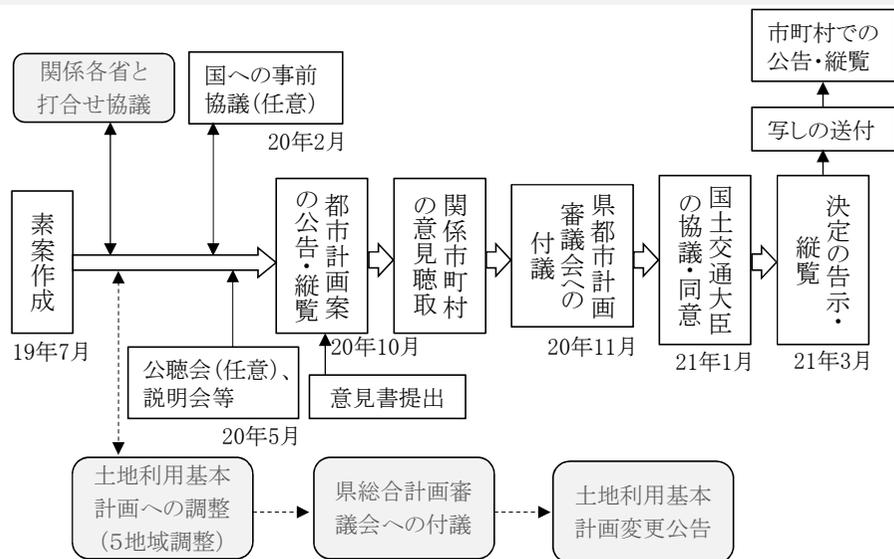
| 見直し回数 | 長野 | | | 須坂(須坂市・小布施町) | | |
|-------|----------|--------|---------|--------------|--------|---------|
| | 告示年月日 | 面積(ha) | | 告示年月日 | 面積(ha) | |
| | | 市街化区域 | 市街化調整区域 | | 市街化区域 | 市街化調整区域 |
| 当初 | S46.1.28 | 4,922 | 15,239 | S46.1.28 | 915 | 4,580 |
| 第1回 | S54.9.10 | 5,247 | 14,914 | S53.3.27 | 946 | 4,549 |
| 第2回 | S61.8.14 | 5,615 | 14,546 | S61.8.14 | 1,021 | 4,474 |
| 第3回 | H5.6.24 | 5,815 | 14,347 | H5.6.24 | 1,028 | 4,467 |
| 第4回 | H11.8.12 | 5,903 | 14,258 | H11.9.27 | 1,094 | 4,401 |
| 第5回 | H16.5.13 | 5,904 | 14,257 | H16.5.13 | 1,094 | 4,401 |
| 第6回 | H24.1.26 | 5,948 | 14,213 | H24.1.26 | 1,094 | 4,401 |

松本都市圏

| 見直し回数 | 松本 | | | 塩尻 | | | 豊科 | | |
|-------|----------|--------|---------|----------|--------|---------|----------|--------|---------|
| | 告示年月日 | 面積(ha) | | 告示年月日 | 面積(ha) | | 告示年月日 | 面積(ha) | |
| | | 市街化区域 | 市街化調整区域 | | 市街化区域 | 市街化調整区域 | | 市街化区域 | 市街化調整区域 |
| 当初 | S46.5.17 | 2,262 | 24,168 | S46.5.17 | 614 | 9,093 | S46.5.17 | 357 | 3,440 |
| 第1回 | S52.7.28 | 2,684 | 23,796 | S52.7.28 | 760 | 8,947 | S52.7.28 | 346 | 3,451 |
| 第2回 | S59.4.19 | 3,563 | 22,861 | S59.4.19 | 843 | 8,870 | S59.4.19 | 455 | 3,342 |
| 第3回 | H4.6.25 | 3,675 | 22,749 | H4.6.25 | 929 | 8,784 | H4.6.25 | 463 | 3,448 |
| 第4回 | H10.7.30 | 3,715 | 22,836 | H10.7.30 | 939 | 8,774 | H10.7.30 | 486 | 3,425 |
| 第5回 | H16.5.13 | 3,764 | 22,787 | H16.5.13 | 939 | 8,774 | H16.5.13 | 499 | 3,412 |
| 第6回 | H22.11.4 | 3,786 | 24,769 | H24.1.26 | 944 | 8,769 | | | |

※ H24.12.20 安曇野都市計画区域への統合に伴い区域区分を廃止

4 見直しのスケジュール



本格的な人口減少や少子・高齢社会の到来、経済・産業活動の広域化など長野県を巡る社会情勢は大きく変化している。そのような状況下において、地域が活力にあふれ、誰もが安全・安心を実感でき、住環境と自然環境が将来にわたっていつまでもいきいきと輝き続ける持続可能なまちづくりを目指す。

- 無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指す。
- 長野県特有の自然環境、田園環境を保全し、優れた景観や歴史的な資産を保全する。

1 基本方針

長野県の新たな総合計画である中期総合計画、県土全体にわたる都市づくりの方向性を示した「長野県都市計画ビジョン」、そして、都市計画制度活用の方針を示した「長野県都市計画制度活用指針」、並びに景観法の問題も踏まえ、圏域及び区域マスタープランや立地適正化計画との整合を図りながら、以下の方針により区域区分の見直しを行うものとする。

- (1) 住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限とする。
- (2) 産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を農林漁業との健全な調和を図った上で市街化区域に編入する。
- (3) 既に市街化した土地の区域についても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえた上で、市街化区域への編入を検討する。

2 見直し基準

区域区分の見直しに当たって、市街化区域への編入を検討する区域は次によるものとする。その際「都市計画運用指針」の考え方を参考とする。

(1) 市街化調整区域から市街化区域への編入基準（新たな飛地を除く）

市街化調整区域の土地で既存の市街化区域に接し、次に該当する区域に限り、市街化区域に編入することができる。この場合、都市計画法施行令第8条第1項第2号に規定する土地の区域は、原則として市街化区域に含めないものとする。（注1）

① 土地区画整理事業を概ね3年以内に着手することが確実な区域

i) 公共団体施行の土地区画整理事業で次に該当するもの

- ・ 区域区分の見直しと同時に都市計画決定できる区域で、見直し後3年以内に事業認可を受けられることが確実なもの

ii) 組合・個人施行の土地区画整理事業で次のa～dのいずれにも該当するもの

- a) 区域区分の見直しと同時に都市計画決定できる区域であること
- b) 土地区画整理事業を実施することに対して、地権者の概ねの仮同意が得られているもの
- c) 土地区画整理組合のための準備組合が設立されているもの
- d) 事業計画案が作成されているもの

② 地方公共団体、地方公社等の公的機関が住宅地、産業用地等の造成事業を実施することが確実な区域で次のいずれにも該当するもの

- a) 地方公共団体等の公的機関による住宅地、産業用地等の開発事業について、事業計画についての関係者との協議が概ね終了していること

- b) 原案策定までに地権者の同意が得られているもの
- ③ 既に工場として開発されている区域及び工場拡張計画があり、市街化区域として整備することが望ましい区域で次のいずれにも該当するもの
 - a) 接する市街化区域並びに市街化区域に編入する区域との土地利用、地域地区との整合が図れる区域であること
 - b) 工場拡張計画の区域は、その事業計画について関係機関との調整が完了しており、事業の実施が確実な土地の区域であること
- ④ 地区計画により計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域で、地区計画について区域区分の確定までに関係機関との協議が完了しており、都市計画決定できるもの
- ⑤ 開発許可で整備され、既に市街地を形成している土地の区域
- ⑥ 区域区分線の整形
既決定の線引き境界線が、その後の土地利用の状況の変化や地形地物の変更等によって不明確になり、境界を明確にするために必要な土地の区域

(2) 市街化調整区域から市街化区域への編入基準（新たな飛地の場合）

新たに飛地の市街化区域を設定するにあたっては、周辺のインフラ整備状況や予定を鑑み選定する。なお、都市計画区域マスタープランや市町村総合計画等に位置付けられており前記(1)の①、②、④、⑤並びに(注2)のいずれかの要件を満たすとともに、次のいずれかに該当する区域は、飛び地で市街化区域を設定することができる。この場合、都市計画法施行令第8条第1項第2号に規定する土地の区域は、原則として市街化区域に含めないものとする。(注1)

- ① 計画的開発の見通しのある住宅適地、工場適地等の区域またはこれらの区域とその周辺の既存集落を一体とした区域で、概ね 50ha 以上の土地の区域
- ② 既に、計画的開発等により市街化が進展している区域で、概ね 50ha 以上の土地の区域
- ③ 役場周辺または旧役場周辺であって、公共施設とともに既に市街地が形成されている区域で、計画的な市街地整備が確実に実行されるものにあつては、概ね 20ha 以上の土地の区域
- ④ 効率的な工業生産、環境保全を図る必要がある場合の工場適地にあつては概ね 20ha 以上の土地の区域
- ⑤ インターチェンジ、新たに設置される鉄道の新駅又は大学等の公共公益施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地にあつては概ね 20ha 以上の土地の区域
- ⑥ 鉄道既存駅周辺、温泉その他の観光資源の周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に実行される区域にあつては概ね 20ha 以上の土地の区域

(3) 市街化区域から市街化調整区域への編入基準

市街化区域の土地の区域で次のいずれかに該当する区域は、市街化調整区域への検討後、編入することができる。

なお、市街化調整区域への編入に際して、土地利用の規制上特に必要がある場合には、当該編入に係る区域に指定されている用途地域の指定の取消しを行わないことができるものとする。

- ① 市街化区域内に残存する一団の集団農地で、当分の間営農が継続されることが確実であり、計画的な市街地整備の見込みがなく、かつ、市街化区域の一体的かつ計画的整備を図る上で支障のない土地の区域（特に、5ha 以上の集団農地等については、土地区画整理、生産緑地及び地区計画等の事業の実施または都市計画の決定の見通しを明確にすることとし、開発整備の見通

しが明確でない区域については、原則として市街化調整区域に編入する。)

- ② 市街化区域内の現に市街化していない区域において、土砂災害特別警戒区域及びがけ崩れ等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ③ 既決定の線引き境界線が、その後の土地利用の状況の変化や地形地物の変更等によって不明確になり、境界を明確にするために必要な土地の区域

(4) 保留フレーム

見直し時において、目標年次までのフレームの枠内において下記の区域を特定保留区域とすることができる。その場合、都市計画区域マスタープランに開発の規模、熟度等に応じた可能な範囲内での位置付けを検討すること。なお、前回の区域区分見直し時に特定保留した箇所で市街化編入の見込みが立たない箇所については適正に見直しすることも視野に入れること。

- ① 土地区画整理事業等の計画的な市街地整備の具体的な計画があり、次期見直しまでに確実に市街化区域へ編入ができる区域
- ② 工業・流通等産業活動のための用地等、政策的な市街地整備の計画があり次期見直しまでに確実に市街化へ編入できる区域

(5) 市街化区域の規模

市街化区域の規模は、当該都市計画区域の令和7年の人口、世帯及び産業等の見通しに基づき、次に掲げる措置により、必要な住宅用地、工業用地その他の用地の必要な面積を想定して設定する。

ア 住宅用地の規模

住宅用地の規模は、目標年次の市街化区域内人口を収容し得る面積とする。また、既成市街地の人口密度の動向、住宅供給計画、地形その他の地理的条件等を勘案するとともに、世帯当たりの人員数の減少を反映して、地域の特性を考慮し可住地における適正な将来人口密度を想定して行う。

イ 工業用地等の規模

工業用地（これに関連する流通業務用地を含む）等の規模の想定にあたっては、当該都市計画区域の工業立地の動向を考慮し、今後予想される規模の工業生産及びこれに関連する流通業務が円滑に行われるよう配慮する。

注1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（土砂災害防止法）により土砂災害特別警戒区域に指定された区域については新たに市街化区域に含めないこととする。

注2) 既に工場として開発されている区域における工場拡張計画又は、新たな工場計画があり、市街化区域として整備することが望ましい区域で、その事業計画について関係機関との調整が完了しており、事業の実施が確実な土地の区域であること。